

大和市告示第205号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第7条第2項の規定により、平成30年大和市告示第172号において別途告示で定めることとされている期日を次のとおり指定する。

平成30年10月15日

大和市長 大木 哲

対象となる申告等の期限		指定する期日
申告等（平成30年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入を除く。）の期限のうち、平成30年7月5日から同年10月31日までに到来するもの		平成30年10月31日
平成30年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入期限	平成30年7月10日に期限が到来するもの	平成30年11月12日
	平成30年8月10日に期限が到来するもの	
	平成30年9月10日に期限が到来するもの	
	平成30年10月10日に期限が到来するもの	
平成30年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成30年8月31日に期限が到来するもの（第2期）	平成30年10月31日
	平成30年10月31日に期限が到来するもの（第3期）	平成31年 1月 4日
	平成31年1月31日に期限が到来するもの（第4期）	平成31年 4月 1日
平成30年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	平成30年7月31日に期限が到来するもの（第2期）	平成30年10月31日
	平成30年10月1日に期限が到来するもの（第3期）	平成31年 1月 4日
	平成31年1月4日に期限が到来するもの（第4期）	平成31年 4月 1日
上記に掲げる申告等の期限以外の期限		地方税法（昭和25年法律第226号）又は大和市市税条例に規定する期限